



第 38 号  
63.3.1

会 報

# やまぐち

発行所  
山口市駅通り2丁目9番15号

山口県土地家屋調査士会  
TEL 山口(22)5975

発行者  
会長 新本清人

印刷所  
防府市大字仁井合1505  
大村印刷株式会社  
TEL (0835) 25-1212 09

- ごあいさつ 山口地方法務局長 三宅雄一…………… 2
- 年頭所感 会長 新本清人…………… 3
- 歴史に探る境界争い 下関支部 前田博司…………… 4
- 登記官会同における協議問題の協議結果について  
山口地方法務局首席登記官 田井幸男…………… 5
- 我が受験人生 防府支部 木下 勝…………… 7
- 特設登記相談所開設 …………… 13
- 調査士会と法務局登記部門及び  
県用地課との協議会…………… 14
- 追 憶 (投稿) …………… 15
- 事務局だより …………… 16
- 囲碁大会 …………… 18



(山口地方法務局 防府支局)

# 新年のあいさつ

山口地方務局長 三宅雄一

新年明けましておめでとうございませす。

山口県土地家屋調査士会会員の皆様には、お元気で昭和六十三年の新春をお迎えになられたことと存じ、心からお喜びを申し上げます。

私は、昨年八月当地に着任早々、同月八日司調会館で山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会第二回通常総会が開催された機会に、当県下の土地家屋調査士の皆様に初めてのごあいさつを申し上げて以来、まだ半年ばかりですが、当局管内の登記行政が、地図のない山番地の土地の筆界確認や複雑な地図訂正など困難な問題を抱えながらも、おおむね円滑に推進されているのは、土地家屋調査士会会員の皆様の力強い御支援と御協力の賜であると感謝いたしております。お陰さまで、私も山口

で初めての正月を心静かに迎えさせていただきました。

昨年は円高不況の進行、大都市での地価高騰、株価の暴落など厳しい社会経済情勢の中で、土地税制の改正が論議され、土地と地上権の登記の登録免許税が五〇パーセント引き上げられたりしましたが、当局における昨年の明るい話題を取り上げてみますと、法務局発足四十周年に当たり、幸い当局の本局庁舎が新営されましたし、また、不動産登記制度施行百周年を迎え、当局でも皆様の御協力を得て、不動産登記制度に対する国民の一層の理解を得るための広報活動を中心に多彩な記念行事を展開しました。

今年も、昭和二十五年七月三十一日土地家屋調査士法施行以来満三十八年を迎えますが、土地家屋調査士制度は、

不動産登記制度の根幹をなす表示に関する登記の申請手続を適正、円滑に行うことにより国民の権利保全に大きく寄与しており、人の成長に例えれば、まだ若さに満ち、これからが働き盛りになるのではなからうかと存じます。

さて、今年の課題や抱負ということになりますと、既に二十一世紀へ向けて発展の兆しが見え、法務局の登記事務処理をコンピュータ化する計画について討議が本格化していますが、これからは夢と希望を持ってこれを徐々にかつ確実に実行に移すよう努力していかなければなりません。また、行財政改革に伴う登記所適正配置の問題も若干残っております。登記行政が直面する問題は幾つもありますが、一つずつ解決を図りながら、国民に対し法務局全体として行政サービスを向上させるよう努めたいので、今後とも皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

今年の干支は辰(竜、Dragon)ですので、「登り竜」にあやかり、積極的に活動して幸運をつかみたいものですが、

ただ、登りすぎると危険を伴いますので用心が肝要です。

結びに、今年も土地家屋調査士制度が国民の信頼と期待にこたえて一層発展し、皆様ますます御健康で御活躍されるよう心からお祈り申し上げます。あいさつといたします。

## 年頭の所感

山口県土地家屋調査士会会長

新本 清 人



一九八八年、昭和六十三年、戊辰酉年の新春先づは明けまして御日出度うございます。今年も新年の臨にあやかり天にも昇るの意気に懲り、会員の皆

様と共に力強く頑張つて参りたいと思じます。昨年五月二十四日開催の、定時総会におきまして選任されました役員は、前会長三好体勢を承継いたしましたニューメンバーによる執行部として、又新しく組成されました支部長会議と共に初めて迎えた新年でございます。

ふり返つて見ますと、昨年は大変に盛り沢山な行事に恵れた年でございました。特に十月二十二日には日調連主催の親睦ゴルフ大会の御引受け、十月二十三日二十四日と中国ブロック協議会総会の当番会としての行事、又、新設の試みとして、市民文化講座を十一月二十八日山口市民会館にて開催する等に当りましては、担当の各副会長、部長、各理事さん、又一方、御健闘として支部長さん各位の用意周到なる計画と程良い根柢の良さは、各開催期日共に恵れた天候と相まって、成程に終結し大きな成果を得たことは皆様と共に御同慶になさるべし。ここで改めて皆様にも厚く御礼を申し上げます。

す。

さて、今年もローターションに基づき各部毎に色々の行事が計画され、実施の手定でございます。特に調査士の倫理綱領の制定に伴いまして調査士としてのモラル、そして意識の昂揚と相まって、昭和五十二年十月日調連が策定した不当誘致の判断基準も、昭和六十年二月大市に考え方としての変更がなされ、公取委からの指導等の影響があったことも併せ考えまして、当協会としても明確な判断基準を定め統一してまとのめたい。又これに平行して、当会に習うに及ばず会員各位のPRの開催に取組み大きくこれを展開し推進して参りたいと存じます。この事については、役員は習うに及ばず会員の皆様方の御賢を結集して充分に練り、立派なものを作り將來に備えたいと大きな希望をもって御健闘を重ねて参りたいと存じます。

どうか皆様今年もすばらしい年でありませう。御健闘を祈りまして御挨拶いたします。

歴史に探る境界争い

水に流せぬ国境「芸防論地」

(下関支部 前田博司)

岩国市と大竹市の間を流れる小瀬川は、古くから固防と安芸との国境であった。もともと、小瀬(おせ)川と呼ぶのは固防側であり、安芸側では木野(この)川と称した。この川は、その下流ではいくつもの支流にわかれ、洪水の度にその流路を替えた。慶長十六年(一六一一)七月二十七日の大洪水によって、固防の土地へ川が切り込み、新川が出来あがった。その後

も洪水のたびに幾度となく地形が変化し、そのために、固防の和木・関ヶ浜・瀬田の諸村と安芸の大竹村との間で二十数度にわたる境界争いが起り、時には流血の惨事も及んだ。

三角洲の持つ宿命といってしまえばそれまでだが、洪水のたびに両藩がそれぞれに水止めのための石垣の堤防を高く築くために、その次の洪水では、川岸の弱い方が決壊してそちらに河流が出来、これを堰き止めるために、より高い

堤防を築くといった繰り返しが行われた。こうした懸念の川普請も、両岸がそれぞれ別々の作業とあつては一時凌ぎのものでしかなく、それはあたかも賽の河原に築く石の塚のようであった。享和二年(一八〇二)に編纂された「玖珂郡志」の和木村の項には、こうした数々の「芸防論地」や川普請の経緯が詳細に記されている。

河口の磯の領有についてもまた、川の流路の変動のたびに紛争が絶えなかった。「玖珂郡志」に加屋又蔵墓として、「明暦の頃(一六五五〜八)」、装束の沖、貝取りの儀にて、芸防の論これ有り。芸領よりは、ますます我意に募りそうろうゆえ、又蔵庄屋役を相い勤め、村中難渋に及び、貝も取らせずしては村中渡世の障りに相いなりそうろうゆえ(中略)寛文十二年(一六七二)二一年の間違いか六月八日、壯健の者装束の浜へ出て貝を取る。大竹の庄屋へ使いをもって、

右の旨趣を申し遣わすといえども、他出の由にて、使いの者三度まで出逢い申さず。四度目の使いの時、大竹より大人数相い催し、同十三日迄は、或いは口論、或いは闘争度々なれども、和木は一和して誠一身の手足をつかうがときゆえ、十三日の喧嘩、大竹大敗して逃走せしを、御境目の古川を追い渡し、勝間をあげて引き取りけるより、

装束の沖にて貝を取りそうろうても、芸州より相い障ることなし。左候て、寛文九年三月又歳末期に及び、子共を集め申しけるは、去る貝取りに和木村勝利を得ずんば、装束浜の土とならんと明神に誓いし事なれば、今もその事を忘れず、我れ死にたらば装束浜に葬らひ。石塔を建て置けよと遺言して三月二十九日に終れり。ゆえにその子仁左エ門、その事を代官役へ達し、幕を築けりと申し伝う」といった記事が見える。もちろん、これはこちら側の言い分であつて、大竹側にもそれなりの主張があつたことだろう。

こうした川をはさんでの長年にわたる争いは、両藩当局の交渉によって享和元年(一八〇一)十二

月二十六日に至つてようやく解決し、兩國の国境が確定するとともに、その後大がかりな川普請が行われて、水禍の恐れが取り除かれた。

しかし、それで一件が完全に落ち着いたわけではなく、昭和三年には広島県の大竹町民が川岸に工事を施したのは、山口県の和木村民の河口における海苔栽培の事業を妨げるものであるとして、両県の間に紛争が生じたという(「防長地名淵源」。現在、河口一帯はほとんど工場用地で埋めつくされ、無粋な堤防によって瀬戸内の自然と、分断されている。

かつて白河法皇が、賀茂川の水と双六の賽、比叡山の山法師は自分の思うようにならないもの、と嘆いたように、古今を問わず川の流れは人々を悩ませて来た。川の中洲の境界論争で国際的に有名なのは、黒龍江の支流であるウスリー川の珍宝島(ソ連側の呼称ではダマンスキー島)の領有をめぐる中国とソ連との紛争(一九六九)であろう。このように川の流れは人々の営みにかかわりな



く、太古から自然の摂理に従って、あるときは静かに、あるときは荒々しく過ぎてゆく、その結果、凸岸は侵食され凹岸は堆積して蛇行し、河口に運ばれた土砂はそこに三角洲を形成する。流路の変動は、自然界では至極当然の理である。

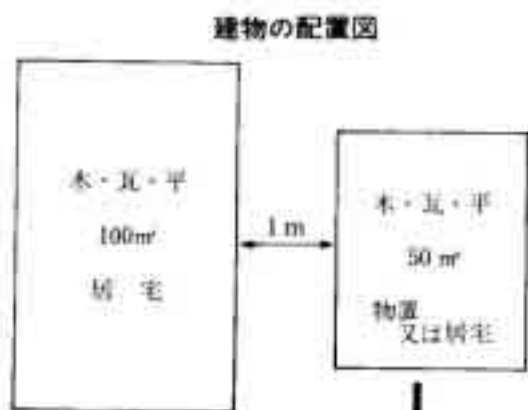
国境や行政区の境界をそこに設けるのは、人々の間における単なる約束事に過ぎない。所詮人間世界の約束事に過ぎないはずの境界が、自然のうつろいによって時には紛議を醸し、無用の流血をもたらしたりする。考えようによっては、境界というものは、人間が考案したなかで、最も愚かな所産かもしれない。

## 登記官会同における協議問題の協議結果について

山口地方法務局

首席登記官 田井 幸男

昭和六十二年二月二〇日発行の本会報第三七号に掲載できなかった同年一〇月八日開催の登記官会同で協議された各庁提出協議問題のうち、の表示に関する登記についての問題も、土地家屋調査士会員の皆様にとって関心があると思われまますので、この協議問題についての協議結果を、主要なものを抽出して参考に供します。



（住宅の場合には、台所、浴室、便所等はなく、子供の勉強部屋として利用。）

① 母屋に接する別棟の物置が効用上一体として利用されている限り一個の建物として認定すべきも、所有者の意思により、別個の建物として取り扱うことができることされている（不動産登記事務取扱手続規則一三七条一項参照）が、左図事案の場合、それぞれの建物を別個独立の建物として認定してよいか。

◎協議結果  
「物置」又は「住宅」は、付属建物として登記するのが相当である。

② A地の土地所有者から、同人所有のB地について、雑種地を境内地とする地目変更の登記の申請があり、実地調査の結果はおおむね次のとおりである。  
当該申請を受理できるか。

(1) B地について  
全面にわたり、アスファルト舗装がなされ、駐車用のラインが引かれ、用途は駐車場と認められる。

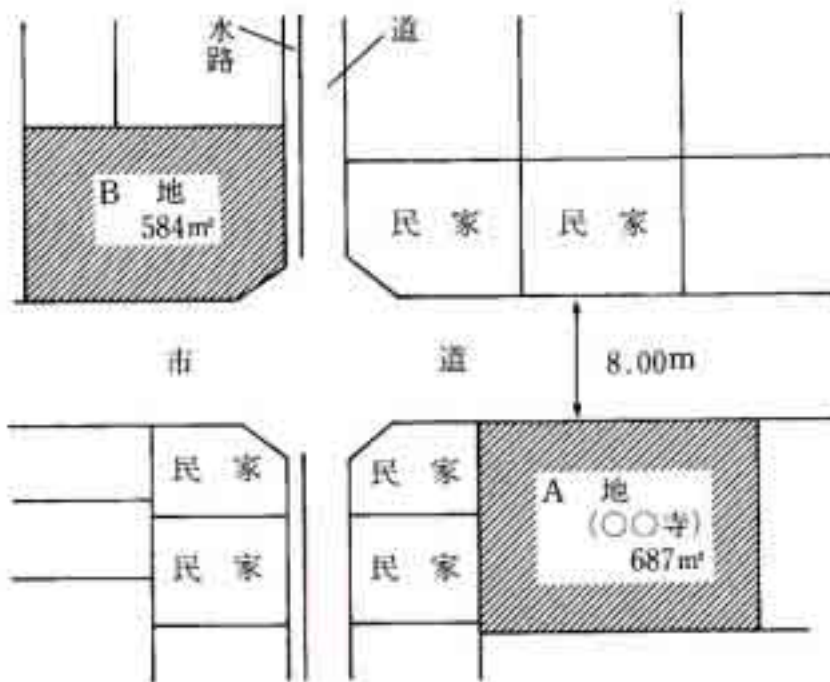
(2) A地について  
敷地には、鉄筋三階建の寺院「〇〇寺」の本堂外一棟があり、敷地内には、十数台の駐車スペースがある。

(3) A地とB地との位置関係について  
A地からB地までは、市道

を隔てて、四〇メートル程度である（左図参照）

「参考」：〇〇寺では、月一回定期的に講話が開催され、

多くの車での参詣者があり、駐車場不足からB地を取得、〇〇寺専用の駐車場に利用されているとの趣。



◎協議結果

受理できない。

③ 国調合筆処理不能地を後に合筆した場合において、地積

更正をする際、

- 1 国土調査の面積簿を添付し
- 2 測量図と地図の形状が一致し、
- 3 地積が面積簿と一致（公差内）しておれば、隣接地所有者全員の筆界確認書の添付を省略できるか。

◎協議結果

原則として、省略できない。

- ④ 抵当権を消滅させる旨の承諾書を添付して、分筆の登記がされた後、分筆が錯誤であることを発見した場合、分筆錯誤を原因として、分筆登記

を抹消することができるか。

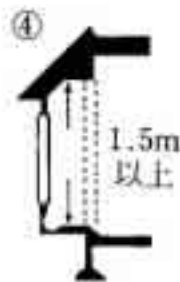
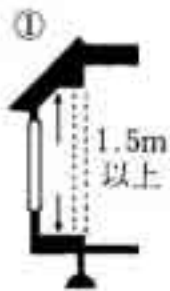
◎協議結果

「分筆錯誤」を登記原因とする分筆登記の抹消申請は、受理して差し支えない。

- ⑤ 左図のような出窓部分は床面積に算入すべきか。

◎協議結果

①ないし④とも、出窓部分とみなさないのが相当であるから、床面積に算入すべきである。



①②は床面との段差 5～10cm程度  
③④はスロープ

# わが受験人生

## 五十五歳の税理士

### 試験合格体験記

防府支部 木下 勝

はじめに

日頃親しくして載っている広報部理事の徳本先生からの強いつの御依頼で（といって別に勿体ぶるわけではないが）茲に恥を曝すことにする。旧蹟、私が税理士試験に合格したことで、本誌の他、或る受験誌と「桐友」からも体験記の依頼があった。全部別に書いていたのでは、腫瘤炎になりそうなので、共通部分はコピーで済ますことをお許し載いた。従って、桐友の読者には、本文中桐友掲載のものと同一部分のあることを予め御了承載きたいと思う。

又、本文中読みようによっては、不遜に聞こえる箇所があるかもしれないが、それは飽くまで試験の難易度即ち合格最低点を対象に言っているのであるから（試験レベルを遙かに超えている一流の先生方には関係のないことであるか

ら）誤解のない様にお願ひしたいと思う。

例えば、私は土地家屋調査士試験の準備に二箇月しか要しなかった旨を書いているが、それは、高程度程度の数学を怠り出すことは、大学受験の経験の有する者にとつて、さしたる難事ではないこと、そして不動産登記法は、表示に関する登記の部分のみやれば良いし、測量については薄い参考書一冊読んだだけで済ませたので、二ヶ月の準備しかなかった事実を述べているにすぎない。

調査士の業務そのものが易しいなどとはちっとも思っていない。現在の報酬額は専門知識と労力に対する対価として当然の水準だと思ふが、どなたか随分御自分を卑下してダンピングをおやりになる方がいらつしやる様である。私は、六一年も六二年も二十二件しかなかったが、原因はいろいろあろうが、その一は価格競争力に於て敗れたことが挙げられると思う。私はそういう意味で、価格競争力のある方々よりも調査士を軽んじてはいないということをお断り解載したいと思う。つい先日、お客さ

んを紹介して、モノになるかどうかを知らない事業で銀行が呼びつけようとするから蹴ってやった。そういう事業で相談があるなら事務所まで足を運ぶのが礼儀というものであろう。

とは言うものの、我々に対する現実の社会的評価、現実の需給関係は斯くの如し。腹は立つけど、この現実に合わせていなければ仕事が出来ないとすれば何と情ないことであらうか。

皆が足並揃えて毅然とした態度をとっていれば、銀行や、不動産業者や、住宅メーカーを斯くも、のさばらせてしまうこともなかったらうに。

己れ一個の利益を考へることが遂には己自身の利益をも損なうに至るといふことに何故気がつかないのであろうか。調査士集団はそんなに愚かな人々の集団なのであろうか。諸君ノしつかりしてくれよと言いたい。

戦後日本がすっかり商人国家になり下つてしまふ。一般に人を評価するのに財力のみを以てするようになったとはいへ、銀行その他にペコペコしている連中が、収入

が少ないというだけの理由で余輩を軽んじ、デカイ面をするなど笑止千万と言いたい。当人は金を余計儲ける者が偉いと思つているのだから始末が悪い。

つい筆が滑つて脱線してしまつたが、本題に還らう。

まず、御存知ない方の為に、税理士試験の仕組みについて簡単に説明しておく。所謂「科目別合格制」を採用しており、五科目合格すると税理士試験に合格したことになり、税理士となる資格が与えられる。

五科目のうち、簿記論、財務諸表論の二科目（会計科目）が必修で、残り三科目は税法科目である。税法科目のうち一科目は所得税法か法人税法の何れかを必ず選択しなければならない。

受験資格には種々のものがあり、学歴によるものは、大学教養課程を終了するのに必要な単位を取得し、その中に法律学又は経済学に関する科目を含むこととされている。

その他、日商一級簿記検定合格者、司法書士、行政書士の業務経験十年以上といったものもある。



それでは次に序説において私の試験に対する考えを述べ、順次年代順に私の受験体験について述べることにする。

### 一、序 説

私の場合税理士試験に合格する迄に十四年もかかってしまったので、或は頭の悪いヤツだと思われるかもしれないし、或は執念深い男だと思われるかもしれないが、どんな印象を持たれようとそれは御自由である。しかし、万事に、

科学的であることを標榜する私としては、難易度の異なる種々の試験に挑戦したこの私が、どの程度の資質を有し、どの様な環境条件下で、どの程度の努力をして、その結果はどうであったか、ということ、即ち私の受験歴に即して、各種試験の難易度Dとこれに対応する学力R、そしてRを構成する諸要素について考察してみることにはしたいと思う。従って税理士試験以外の試験についても触れることになるが、それは比較のために必要な事としてお宥し願いたい。凡そ全ての試験には抽象的な難易度というものが、それは具体的には合格最低点という形であらわ

れる。一方それに対応する、受験勉強の成果たる学力は知能乃至知能指数(IQ)と、勉強する為の環境条件(C)と努力(E)の関数として捉えることができる。これを式で表わせば、 $R = (IQ) \times (C) \times (E)$ となる。Eは勉強時間Hに置き換えることができるかもしれない。そして、 $R = IQ \times C$ となるときに合格するというわけである。

處で、私の知能指数(IQ)は、或る心理学者の作成に係る問題でテストしてみたところ、一二一と出た。私の感じでもこれは妥当なところであろうと思う。即ち、最も頭が良いクラスである「最上知」(IQ百三十一以上)には達しないが、まずまずといった處である。そして、測定可能な知能を構成する三要素に分けてみると、言語的知能は、偏差値六五、數理的知能は六一、空間的知能五一、これを総合したものがIQ百二十一というわけである。

これも私の知能の傾向をよく示している。どちらかといえば文科系だが理科系もできない方ではない。事実、その昔ラジオ製作に熱中した時期があり、物理は好きな

科目で、就中電気は得意中の得意であった。それに反し空間的知能は極めて平凡である。一流のスポーツ選手は、この知能が高いものである。又これからの企業のトップはコンピュータに強くなくてはならず、その為にはこの知能が高くなってはならないということである。斯くて私は企業のトップや一流スポーツ選手のメは全然ないことになるが、これはもって生れた資質であるから致し方ない。

個人別に見ればIQは定数とみて良いから、先の式に於てC、Eのみ変数ということになる。しかしCも時期如何によっては個人の力を超えた運命的固定的要素が大きく、定数に近いかも知れない。Eは本人の意志により左右されるが、Cが劣悪であれば自ら制約を受ける。例えば生活費を稼ぐ為長時間労働を余儀なくされればEにも自ら限界がある。以上を要するに、頭が良ければ余程劣悪な環境下でない限り、短期間で合格レベルに達するが、頭が悪ければ環境条件に恵まれた上で更に相当の努力をしなければ受からない、という至極当然の事を先の式は示している。

にすぎない。受験専門校は営業政策上誰でも努力すれば受かるといふことにしておかないと都合が悪いかもしれないが、私は多分に決定論的考え方に傾いている。IQに二乗を付したのはそういう考え方の表れである。又、Cは人によって大いに異なっている。大都市に住む者と地方に住む者、親に財力のある者と然らざる者に於て、その差は歴然としてゐる。だから、資本主義社会に於ては、凡ゆる試験は形式的には平等な条件で行われるが、実質的には大いに不平等な条件下で行われていることを認識しておかなければならないと思う。

扱て、このIQ一二一で決定づけられた人間が、どういう受験歴を辿ったか。随分試験には落ちているが、それはあまり恵まれない条件下で難かしい試験を諦めきれずに何度も受けたからである。今茲に総括してみると、二回以上連続して落ちたのは、東京大学文科一類、司法試験第二次試験、税理士試験財務諸表論、の三つである。最後のものは結局合格したが、昭和五三年から五九年まで七連敗を



続けた。これは日本記録かもしれない。ギネスブックに載らないだろうか。諦めなかったのは、既に三科目取っているのを無駄にするのは忍びないという気持と、IQ一二一で合格しない試験だとはどうしても思えなかったからである。

## 二、東大文一受験

援で、昭和二五年春、高校を卒業した私は山口大学経済学部に入學した。経済的に遠くへはやれないからと、父から念を押されてのことであつた。然るに若気の至りといふべきか半年在籍しただけで退學してしまつた。親不孝の極みであつた。こういうことを今言ふと顔から火が出る思いがするが恥を忍んで正直に言ふと、当時興味を抱いた西洋経済史を専攻する学徒たらんとして、その為に最良の環境で学問したい、そして職業的学者になるにしても有利であらうと思つて東大文一を受けようと思つたわけである。しかし、当時の文一は法学部、経済学部混合コースであつたから、当然のことに法学部志望の権力志向の強い秀才達との競争となる。その競争の激しさは肌で感じた者しかわからない

いかもしれない。近年でこそ医学科進學コースの理三が最も難しい様であるが、それは異常現象であらう。けだし、東大の東大たる所以は、近代日本の権力機構の中枢に坐り続けた特権官僚の養成機関としてであるから、明治この方法学部が最も難しかったのは当然といふべきであらう。私は二年半の浪人中、Cは悪かつたがEは極限に迄高めた。その結果、私はあやうく一命を落としかける程の大病をし、八年間の療養を余儀なくされたのである。結局私のIQがもつと高く「最上知」以上であるか又は、家が豊かで環境条件に恵まれていたら、健康を害することもなく東大文一に合格できたのではないかと思う。現在東大生の父兄の所得水準が最も高いと言われるのは宜なる哉と思う。昭和二七年東大受験に二度失敗して流石に焦つた私は、無理をして四ヶ月間、代々木の子備校に通つたことがある。東大受験科と称するクラスに籍を置いた。名称はどうとでもつけられるし、五百名の此のクラスの全員が東大を受けるわけでもなかつたろうが、名門小石川高校辺

りからも大挙してやってきていた。衆を待たせて「田舎の奴らなんか大したことねえよ」などと聞えよがしに言っているのを耳にしながら「何くそ」と頰張つた。お蔭で一学期間の模擬試験の通算成績で第三位の成績をおさめ、特待生にしてやるという事であつたが、生活費のことを考へて郷里に帰つて独学した。この時もそうだが、私は財務諸表論で七連敗する迄、この受験に関する限り独学は不利だといふ事を身に沁みて感じていなかった。IQとEについてしか考へず、東大を失敗したのは頭が悪いか努力が足りないのだと思つていた。財表七連敗という試行錯誤を経て漸く悟つたのであるから随分迂闊なことであつた。それだけ私は私の頭を信頼すること厚かつたのかもしれない。

二週間通學したが遂にダウンした。急性肺結核で嘗ては殆んど死亡したと言われる粟粒結核。そして御丁寧に存権カリエスまで背負い込んでいた。死線を彷徨し、死の淵に臨んだ私が奇蹟的に一命を取り止めたのはストレプトマイシンのお蔭であつた。当時まだ割当制ではあつたが、時あたかも国産のストマイが大量生産を開始した頃に當つていた。それを生産していたのは明治製薬と協和醸酵であつた。しかも協和醸酵は私の郷里の防府工場でストマイを製造していた。療養雑誌「保健同人」誌上に防府工場の全景写真が掲載されているのを病院のベッドで見た記憶がある。後年、その防府工場の工場長となつたY氏の媒約で宇部工場長の妹であつた家内と結婚することになったのも何かの因縁かもしれない。

## 三、司法試験受験

八年の病氣療養の後、父が始めた養鶏の手伝いをしながら、ポツポツ勉強を始めた。独学可能なものというわけで法律学を選び、昭和三七年春から中央大学の通信教育を受けることにした。経済上健

康上の理由でスクーリングには行けなかったので結局卒業はしなかった。昭和三八年二月、司法試験第一次試験に合格した。これで二次試験の受験資格ができたので、すぐに通信教育は止めて専門の法律書を読み二次試験の受験勉強を開始しようと思ったが、母が、折角始めたんだから続けたら、というので、その儘続けることにした。

教養科目の履習は退屈で、又近時、教養が邪魔をして(？)行動に不自由を感じることもあるが、お蔭で後年これが税理士試験の受験資格として生きることになるのである。

昭和四一年から二次試験を受け始めたが、仲々短答式にも受からない。東大受験で懲りているから決して無理はしなかった。Cが悪い上にEも少ないからRとDの乖離が仲々縮まらないわけである。当時の資料で、東大生(OBを含む)の司法試験合格率が一割、中大25%、全体も25%であったと記憶するが、中央大は合格者の絶対数に於て東大を凌駕することもあったが、率においては一般受験生と異なることなく、中大生一

般が特に優れているというデータは見出せなかった。資質にバラツキがあるのは、本邦私立大学の一般的傾向であるからこれは致し方ない。要は、当該個人が少数の成功者の中に入れるかどうかにかかっているわけである。司法試験の場合に於ても、東大の場合と同様に私のIQがもつと高いか、環境条件に恵まれていたら合格できたのではないかと思う。

士を選んだということであった。そこで私も、いつまでも親掛りではいられないから、せめて生活費は稼ぎながら司法試験を受けようと思ひ司法書士資格を取ることにした。どうせ登記をやるなら土地家屋調査士も取ろうと決めた。そして六ヶ月間の準備で、七月に司法書士認可試験を受け、次いで二ヶ月間の準備で八月末、土地家屋調査士試験を受け、更に二ヶ月余の後十一月半ばに行政書士試験を受け、悉く合格した。こう書くといかにも自慢めいて聴こえるかもしれないが、客観的にみて、これらの試験の難易度に対し、IQ百二十で大学受験の際数学の勉強をしていて、或る程度法律学の勉強もしていれば、これは当然の結果ではないかと思う。こんなにスムーズに行かない人がいるとしても、それは本人の責任でないのは無論のこと、親の責任ですらない。強いて言えば神様の責任という他ない。

のは相対的なものということができる。俗な表現をすれば「頭の悪い者にとって難しい試験も頭の良い者にとっては易しい」ということである。

斯くて司法書士等の業務を始めたものの、生活費が稼げるようになるまでに三年かかってしまった。竜崎氏が一年余で家を建てるまでになったというのは大都市のことであつて、田舎で、しかも交際範囲が狭く、広告宣伝を極度に制限している職業では食える様になる迄が仲々大変であつた。司法試験の受験勉強に割く時間も少なくなつた。CもEも当然低いものとなつた。これではIQ百二十程度の間が国家試験中最も競争の激しい試験に勝ち抜ける筈がない。しかも、仕事の方も順調とはいえず、先が見えた様な気がしてきた。銀行や不動産屋にゴマをすれば仕事が増えるかもしれないが、法律家たる者がそんなことができるかと思つているから増える筈がない。

四、司法書士、土地家屋調査士、行政書士各試験の受験とかくするうちに昭和四三年も終ろうとする頃、受験新報十二月号に掲載された、運命の合格体験記に遭遇することになる。その体験記の筆者は、現在新潟大学で民事訴訟法を講じている竜崎喜助教である。同教授は司法書士をしながら四十一才にして司法試験に合格したのであつた。同氏は東大文学部を卒業し、学者となることが約束されていたが病を得て学者の道を断念し、療養中に、体に障らない様、あまり長時間は読めないという理由で退屈な法律書を読んだという。そして体に楽で、しかも収入の多い職業として司法書

士を選んだということであつた。そこで私も、いつまでも親掛りではいられないから、せめて生活費は稼ぎながら司法試験を受けようと思ひ司法書士資格を取ることにした。どうせ登記をやるなら土地家屋調査士も取ろうと決めた。そして六ヶ月間の準備で、七月に司法書士認可試験を受け、次いで二ヶ月間の準備で八月末、土地家屋調査士試験を受け、更に二ヶ月余の後十一月半ばに行政書士試験を受け、悉く合格した。こう書くといかにも自慢めいて聴こえるかもしれないが、客観的にみて、これらの試験の難易度に対し、IQ百二十で大学受験の際数学の勉強をしていて、或る程度法律学の勉強もしていれば、これは当然の結果ではないかと思う。こんなにスムーズに行かない人がいるとしても、それは本人の責任でないのは無論のこと、親の責任ですらない。強いて言えば神様の責任という他ない。

難易度の高い試験では散々苦労した私が、難易度の低い試験では斯くも楽々とパスできたのである。だから凡ゆる試験の難易というものは相対的なものということができる。俗な表現をすれば「頭の悪い者にとって難しい試験も頭の良い者にとっては易しい」ということである。

斯くて司法書士等の業務を始めたものの、生活費が稼げるようになるまでに三年かかってしまった。竜崎氏が一年余で家を建てるまでになったというのは大都市のことであつて、田舎で、しかも交際範囲が狭く、広告宣伝を極度に制限している職業では食える様になる迄が仲々大変であつた。司法試験の受験勉強に割く時間も少なくなつた。CもEも当然低いものとなつた。これではIQ百二十程度の間が国家試験中最も競争の激しい試験に勝ち抜ける筈がない。しかも、仕事の方も順調とはいえず、先が見えた様な気がしてきた。銀行や不動産屋にゴマをすれば仕事が増えるかもしれないが、法律家たる者がそんなことができるかと思つているから増える筈がない。

そこで、今の仕事はこれが限界と思ひ、更に職域を広げる必要を感じたのと、資産税等不動産に関連する分野があり且つ司法試験に較

べれば合格可能性が高いと思われる。税理士試験に挑戦してみることにしたのである。時に昭和四八年のことであった。

#### 五、税理士試験受験

まず、今の仕事と聊か関連のある相続税、固定資産税の参考書を読み、昭和四九年第一回の受験を試みたが見事失敗。聊か、この試験を軽く見ていた嫌いがあった。そこで少々種を引締めて翌五〇年再度挑戦し両科目に合格した。

翌五一年には、簿記論に合格した。問題が易しかったせいである。ここまでは比較的順調であった。今にして思えばマイナーな科目ばかりであったからであると思う。税理士試験には比較的合格しやすいいマイナーな科目と、合格しにくいメジャーな科目がある様に思う。後者は、財務諸表論、所得税法、法人税法の三者で前者はその他の科目である。私の経験からいえば、条件の良い時に、つまり若くて勉強に専念できる時にメジャーな科目を取っておくと後が楽で大変やり易くなるのではないかと思う。昭和五二年には父が死に至る病に倒れ、看病の為受験できなかつ

た。そして昭和五三年から、(先に書いた)財務諸表論の七連敗が始まるのである。一口に七連敗というが、七年間、毎年暮に国税庁から御歳暮(不合格通知)を戴く気持は愉快なものではなかった。この期間は、丁度私が司法書士会の役員として比較的会務に精勵していた時期に当たっている。近年は、申訳ないが、相当手抜きをさせて貰ったことを告白しなければならぬ。

結局、私は、試験が難しくなっているという客観的慣勢と、私自身の頭の老化を自覚し、自分は頭が悪くという前提に立って行動を始めてから再び受かる様になった。即ち、六〇年漸く財政諸表論に合格。六一年には負け癖が出て、残る一科目の所得税法に失敗したが、六二年合格。どうやら五科目に漕ぎつけた次第であった。

扱て、私は今回の合格で、いろいろ有益且つ面白い体験をした。いつ受かるかわからない試験であるから、受験していることは、なるべく内緒にしていたので、誰にも意外だったのかもしれないが、知った後の対応に人柄が表れてい

て面白かった。大方の人々は素直に「おめでとう、よくやったね」と言ってくれて、人柄の良さを改めて再確認したが、中には「口惜しい」という気持を押え切れぬのか、この素直な言葉がどうしても言えない、「自分」に正直な人もいた。

こういう時に人柄がモロに出てしまうようである。私自身はどちらかというかと後者に近いので、人々からあまり良い性格だとは思われていないだろうと反省した次第である。

世の中には自分が果せなかった夢を我が子に託す親がいるが、私の考え方からすれば、通常、親にできなかったことは子供にもできない筈がない、のであるから、自分がやりたいことは、まず自分がやってみせるべきであると思う。私は何度も試験に失敗して、恰好の悪いこと夥しいが、それを噛むことは容易である。しかし、試験の難易度なるものは、自分で体験し肌で感じなければわからないのである。逃げ口上ばかり言って結局他人のことを挙げつらうのは卑怯

というものである。「口惜しい。あいつにできて自分にできないことはあるまい」と思うなら断乎挑戦すべきである。

私は、七年間の試行錯誤の末に会得したノーハウを持っていて、その間に得べかりし利益を考えれば、それは落合選手の年俸くらいに値打ちがあると思う。それを伝授するか否かは私の胸先三寸にある、とミエを切ってみても所詮は猫に小判か、(失礼)。

現在、司法書士、調査士で十分食っていける方々には無理にはお薦めしないが、まともにやっていたのでは食えないと悩んでいる、優秀だが商才に欠ける会員諸君、思い切って税理士試験に挑戦してみても如何。尤も、現在の税理士界の状況を見れば、これもわが会と同じ運命を辿る予兆が見える様な気がする。試験の難しさの割に経済的に報われるかどうかは保証の限りではないが、とにかく、経済的に報われるかどうかは別として、「そこに山があるから登るんだ」という気持で受験するならば、征服し甲斐のある試験であることだけは間違いないと思う。



# 登記官の行為に関する 行政急争と国家賠償

A5判400頁 弁 護 士 樋口哲夫  
定価 3,000円 元法務省法務総合研究所教官

発行 (株)民事法情報センター

販売 (株)キンザイ

## 〇〇本書の特色〇〇

- ☆登記官の行為がどのような場合に国家賠償事件に発展し、どのような問題があるか、理論、実務の両面から詳解する唯一の書!
- ☆登記官が行った事件処理に対する国民の権利の救済方法としての行政不服審査制度から行政訴訟による国家賠償請求まで判例・先例・実務の現状を総合的に考察を加えつつ、解説する体系書!
- ☆とくに判例については、実務の実際と対比しつつ、検討、批判を加えつつ、登記官としての実務指針を明示する手引書!
- ☆本書は、月刊「登記先例解説集」昭和63年新年特集号を読者以外の方々の強い要望に応じて単行本化!

## 目 次

第1章 はじめに / 1. 法務局関係訴訟事件の概況 / 2. 登記官の違法行為とその救済方法

第2章 登記官の行為に対する審査請求

第1節 行政不服審査制度の概要

第2節 審査請求と登記官 / 1. 審査請求の申立て—処分庁経由主義 / 2. 登記官のとるべき処置 / 3. 後行登記がある場合と相当の処分

第3節 審査庁の審理—要件審理 / 1. 審査請求手続の適法性 / 2. 審査請求人の適格性 / 3. 審査請求事項(登記官の行為と処分性)

第4節 審査庁の審理—実体審理 / 1. 審理方式—書面審理 / 2. 審理の過程 / 3. 仮の救済—仮登記命令

第5節 審査請求手続の終了—裁決 / 1. 裁決の種別と内容 / 2. 裁決の方式と効力発生 / 3. 裁決の効力

第3章 登記官の行為と行政事件訴訟

第1節 行政事件訴訟の概要 / 1. 行政事件訴訟制度 / 2. 訴えの提起 / 3. 訴状の送達を受けた登記官の措置 / 4. 答弁書の作

成から判決までの概略

第2節 登記官の処分に関する行政事件訴訟と若干の問題点 / 1. 行政事件訴訟の形態 / 2. 訴訟要件 / 3. 立証責任 / 4. 執行停止

第4章 登記官の行為に関する国家賠償

第1節 国家賠償責任制度

第2節 国家賠償責任の成立要件 / 1. 登記官の行為と公権力の行使 / 2. 登記官の行為と職務の執行 / 3. 登記官の行為と故意・過失 / 4. 登記官の行為と違法性 / 5. 登記官の違法行為による損害の発生

第3節 登記官個人の賠償責任 / 1. 個人責任否定説(通説) / 2. 個人責任肯定説 / 3. 折衷説(一部肯定説) / 4. 判例の立場—個人責任否定説 / 5. 登記官個人に対する国の求償権

第4節 共同不法行為者に対する国の求償権

(付録)表示の登記、公団の管理、権利の登記、閲覧監視義務、行政指導などで登記官の過失に関する裁判例の紹介。

○上記書籍を調査士会事務局で斡旋中です。

4月8日までに申込まれた方は、2割引です。

幹旋圖書名・下記の通り訂正いたします。

(誤) 登記官の行爲に関する

行政争争と国家賠償

(正) 登記官の行爲に関する

行政争訟と国家賠償

## 特設登記相談所開設される

於 徳山市山口放送構内  
モダン住宅展示会場



皆さん御存知のとおり、昨年、山口地方事務所では、不動産登記法施行有様年を記念、各種の記念行事が随行されましたが、以来、毎年二月一日を不動産登記制度記念日と定め、当日を中心として広く登記制度についての理解を得るための行事が企画されています。本年は二月一日から二月七日までの間を不動産登記制度記念週間とされ一部マスコットにも宣伝されま

したように、二月七日日曜日に、徳山市立東区山口放送株式会社構内モダン住宅展示会場において、特設登記相談所が開設されました。調査士会へも、登記相談員の派遣の要請があり、協賛というかたちで会員の派遣を行いました。当日は、有様日として住宅展示会場ということもあり、午前中は相談者もばらばらでしたが、午後は此山の相談者がありました。







## 調査士会と法務局登記部門 及び県用地課との協議会



山口県用地課・法務局登記部門及び土地家屋調査士の三者協議会が、二月一六日、同協会館の会議室で開催されました。協議事項及び協議の結果については、事務局より書面で通知されることと思います。

調査士会は、数年前より、登記部門と、県用地課との意見交換の場を設定しています。

今回もまた、このように協議会が開催され、熱心な協議がありました。

ただ、まだまだ、県用地課の境界に対する考え方と、登記部門の境界に対する考え方は、大きなへだたりがあるように思われました。これは、現実の土地を管理する立場と、手続実務者としての立場の相違が、そのまま、議論に現われている様に思われます。

今後とも、両者の話し合いの機会が増え、我々あるいは県民の利益が計られることが望まれます。

## 追憶

岩国支部 新本清人

何時もの通り、仕事を終えての帰り道、新幹線の乗車時間に一寸間があり、ふと駅前のある酒場を何年か振りに訪れた。

客の居ない静かな店、何時も居たマダムは？勿論経営者ではないいわゆる雇われマダムだ。

どことなく冷たい顔ではあるが何んとなく人の心の透き間に入り込もうとする様な感じのする女だった。その女は今此処に居ない。

「アーアあの人辞めたワ。それで今私がママよ。同じ様に雇われだけどネ。」と小柄ながらも色白で地味な顔立ちではあるがどことなく磨かれた心の一隅を持っている様な感じのするこの女、年の頃は何かだろう、三十は大分過ぎているだろう四十には未だだナ。

それにしても辞めて行ったと言うあの女、マダムとしてここに何年位居たろう、今どうしているかなア。出されたレミーマルタンコニヤック、琥珀色のグラスをグビリグビリとなめながら、ふと思っ

ホツリと話題は、「どうあんなのお父さんその後、元気にしてる。」

「アーア私の父じくなつたワ。」

「フーン何時、何オだったかなア、確か俺と同年輩だと聞いていたが、そうだったのか、少し早死だったなア、君のお父さんもシベリアの抑留生活が長かったと言つてたまネ。復員してからずうっと

ひき続いて職場では労働組合の活動には地味な立場に居ながらも積極的だったと聞いていたが、晩年はどうだった？物の考え方や人の話を聴かずに聞ける人になつて居た？君達や母さんのこと又世の中の人の意見についての判断は？復員した頃と変っていたかなア。」

「フーン駄目だったみたい。無口な父は最後まで私達の言うことや戦後日本の政治のこと等について充分理解しないシベリア掃りの化石みたいな人だったワ。父が逝った後、涙をこぼしながら母が言ったワ。父さん、軍隊に入る前、あの優しくして温和しかった明るい

心は遂に元に戻らないまま人生を終つたみたい。」と低いけれど重い声で話すこの女、そんな人世もあつたかと。

「そんな父さんをどう思う。」

「それは可哀想よ。でも本人はそれでよかつたんじゃない？」

「そう言う風に母や私達は理解して上げてるのヨ。」淋しそうな声もいくらか明るさを取戻したようだ。

「ア君、結婚は？」

「私未だヨ、もう三十五才になると言うのに、何処かに良い人居ないか知ら。」

「そうだなア探してみても上げるヨ。」

「それはそつと御客さん、御話はグルッと変わるけど、この間ここに来たお客さんの話、日本のこんないい世の中って何時まで続くと思っ

「アーア難かしい問題だ。今から考えるヨ、サーテと新幹線の出発時間が迫っているぞ、釣銭はいい、又来るから、その折ゆっくりと二人でその話は議論しようや。」と外に飛び出す。曇り空からは小雪がチラリホラリ、今年は暖冬だと言うが矢っ張り小雪は舞っていたん

だ。あの遠い昔、零下四十度粉雪の舞うシベリアの奥地での生活を思い出す。凍土をうがち、たつたこの間まで一緒に生活していた隣に居た奴、骨と皮に瘦せ細り息の吐絶えた戦友の亡骸を塚穴に埋めた頃のこと。が脳裡をかすめて走る。足は急いで発車ベルの鳴る新幹線の扉へと消える。あア、今日も元気で生きていると感謝しつつ、廻って来た車内販売の缶ビールに手を出していた。



# 事務局だより

## 会務報告

二月五日(土)	広報部会	於会館
二月三日(水)	総務部会	"
一月六日(水)	合同部会支部長会	於岩国市
一月七日(木)	三者協議会	於法務局
一月二日(火)	三者協議会	於法務局
一月七日(水)	中B会長会・厚生部会	於岡山市
一月八日(木)	企画・総務部会	於会館
一月三〇日(土)	企画・総務部会	於会館
二月六日(土)	新入会員研修会	"
二月六日(土)	全国四基大会	於東京都
二月七日(日)	全国四基大会	於東京都
一月三日(土)	総務部会	於会館
一月六日(火)	山口県用地課登記部門との協議会	於会館
二月〇日(土)	企画委員会	"
二月六日(金)	企画委員会	"
二月七日(土)	全国厚生担当者会議	於東京都

## 行事予定

二月五日(土)	経理部会
二月五日(土)	広報部会

## 会員異動状況

四月二日(土)	部長会
四月七日(木)	総務部会
四月一日(金)	表示登記無料相談所開設
四月九日(土)	監査会
四月九日(火)	法司調三者協議会
五月二三日(土)	理事会・支部長会
五月二八日(土)	定時総会

### 一、会員入脱会状況

支部	氏名	年月日	入脱会	住所
支部	氏名	年月日	入脱会	
岩国	田村直久	63・1・8	入会	岩国市錦見五丁目一六番二〇号
"	河内正幸	63・1・14	"	岩国市錦見五丁目一六番二〇号
宇部	増野省治	63・1・1	"	宇部市松山町一丁目一六番二一号
下関	木村秀洋	63・1・22	"	下関市細江新町三番四五号
萩	熊野美智江	63・1・26	"	大津郡三隅町大字三隅中一一七五
岩国	林山正人	63・1・26	"	岩国市錦見五丁目一六番一五号
宇部	西村兵一	62・9・30	廃業	
下関	白根治一	62・12・25	"	
"	山崎照夫	12・12・27	"	
徳山	川内倉市	62・12・25	"	
岩国	奥原誠	63・1・3	死亡	
"	難波勝美	63・1・21	廃業	
"	高崎郁彦	63・2・17	"	



二、事務所変更 他

支那 氏名	異動事由	年月日	備考
下関 溝口 保一	本籍変更	62・11・24	
"	住所・事務所変更	62・11・24	下関市小月茶屋二丁目四三六の八
"	住所・事務所変更	62・11・24	下関市小月茶屋二丁目七番二四号
"	住所・事務所変更	62・11・24	下関市小月茶屋二丁目六番二号
林元 清記	事務所変更	62・11・24	下関市清米田毛二丁目一〇九番地
溝口 要	本籍変更	62・11・24	
"	住所変更	62・11・24	下関市小月茶屋二丁目一番四一号
"	事務所変更	62・11・24	下関市小月茶屋二丁目七番二四号
萩 河内 浩巳	住所変更	62・12・2	
"	事務所	62・12・2	長門市東深川一三四五二三
岩間 浦井 義明	住所・事務所変更	62・12・10	
匠府 林本 茂	住所変更	62・10・28	岩間市今津町二丁目二六番一六号
"	事務所変更	62・11・1	防府市大字仁井寺四五〇番地の一
宇部 河崎 正則	事務所変更	63・1・5	佐渡郡津地町大字船越二八三番の二地
助村 藤田 盛登	住所・事務所変更	63・1・18	宇部市洛町一丁目九番五号
徳山 井村 剛	事務所変更	63・2・1	防府市大字伊佐江一四七番地の三
			63・2・1
			防山市毛利町三丁目三三番地

訃報

謹んでご冥福をお祈りします。



奥原 誠 殿

昭和六三年一月二日 逝去  
 享年六六才(大正一〇年一月二十五日生)  
 事務所 柳井市南町三丁目六十一八  
 昭和三四年一〇月三日 入会  
 登録番号 四〇二号

0520

1987年 - 2011年

## 第5回全国囲碁大会

下松 兼重先生が優勝



喜びの兼重先生

連合会のレクリエーションの一環として行なわれている、全国囲碁大会が昭和六十三年二月六日七日の二日間におたり東京の財団法人「日本棋院」で個人「団体」本因碁、に持碁を分け二段以上のAブロック、初段以下のBブロックの二つのグループに分かれて行なわれました。

山口県からは四名の参加があり、Aブロック個人戦でみこと下松の兼重先生が優勝されました。兼重先生は「山口県のレベルは全国的にも高く、参加された皆さん全員健闘された。これもみな御世話なされた三好徹夫先生ほか皆さんのおかげです」と感想を述べられました。これを機会に、両県による会員の輪が広げられることが期待されます。